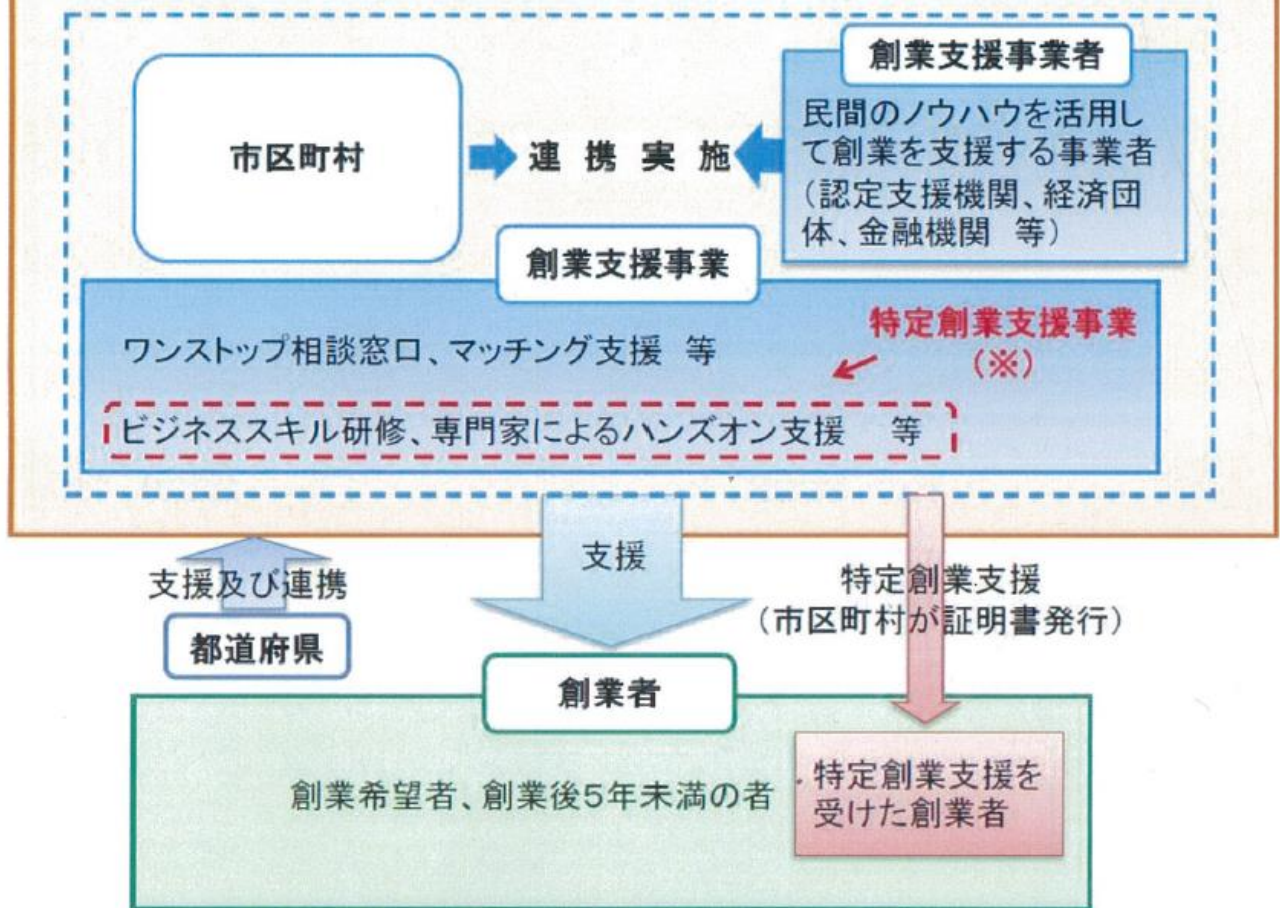


【特定創業支援事業の概要】

創業支援事業計画の認定を受けようとする市区町村

【創業支援事業計画】の作成

市区町村と創業支援事業者（認定経営革新等支援機関、地域の経済団体、金融機関、士業、県センター、NPO等）が行う創業支援事業について市区町村が計画を作成



(※) 特定創業支援事業とは、市区町村又は創業支援事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業を言います。代表的な例としては、4回以上の授業を行う創業塾、継続して行う個別相談支援、インキュベーション施設入居者への継続支援など、1ヶ月以上継続して行う支援が考えられます。

京丹後市では、京丹後市商工会が行う「創業塾」の受講や経営支援員による伴走型支援などが該当します。これらの支援を受けた方で、認定要件を満たしている場合は、「特定創業支援を受けた創業者」として認定を受けることができます。